

## 熊本大学における研究に関する行動規範

本学は教育基本法及び学校教育法に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

研究においては、高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努め、また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与しなければならない。

本学において職員等（本学の役員、職員、学生及び名誉教授、名誉博士、客員教授等の称号を使用する者をいう。）は、この目的を理解し、常に倫理的な判断と行動をとらなければならないものであり、ここにその遵守すべき行動規範を定める。

### I. 研究者等の責務

- 1 研究者等（本学において研究活動に従事する職員等をいう。）は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
- 2 研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。
- 3 研究者等は、研究環境の整備や研究の実施に供される研究費（資金配分機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から審査を経て研究者等に助成される研究開発資金のほか、運営費交付金、奨学寄附金、受託研究費、附属病院収入等を財源として本学で使用される研究に係るすべての資金をいう。）の使用にあたっては、広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- 4 研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表する。
- 5 研究者等は、自らの研究の実施及び成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。
- 6 研究者等は、研究者等倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講し、研究不正を防止し、公正な研究活動の推進に努める。

### II. 公正な研究

- 7 研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者等は研究成果を論文などで公表することで、各自が

果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用等の研究不正をなさず、また加担しない。

8 研究者等は、責任ある研究の実施と研究不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上並びにまた、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

### Ⅲ. 研究費の適正な運営及び管理

9 職員等は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は国民の主に税金を原資としていることから、本学が管理責任を負っているということ、また、不正使用は大学全体、さらには広く研究活動に携わる者すべてに深刻な影響を及ぼすことを、十分認識しなければならない。

10 職員等は、研究費の適正な運営及び管理を行わなければならない。職員等は、研究費毎に定められているルール及び本学の関係規則等を十分に理解し、遵守しなければならない。

11 職員等は、研究費に関するルール等を遵守し、研究費の不正使用の防止に関するコンプライアンス教育に継続的に取り組む。

### Ⅳ. 法令の遵守等

12 職員等は、研究活動及び研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

13 職員等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。